

宮城県災害時広域受援計画 (資料編)

令和元年5月

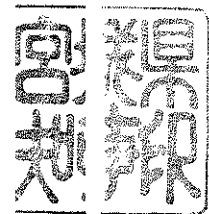
宮 城 県

宮城県災害時広域受援計画

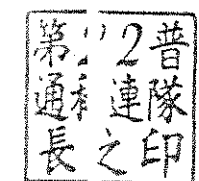
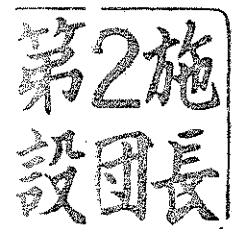
(資料編)

目 次

| | (頁) |
|-------------------------------|-----|
| 1 災害派遣に関する協定書 | 1 |
| 2 災害時における宮城県市町村相互応援協定書 | 8 |
| 3 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定 | 12 |
| 4 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書 | 17 |
| 5 被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱 | 25 |
| 6 受援対象業務個別シート | 42 |



災害派遣に関する協定書



宮 城 県
陸上自衛隊第2施設団
陸上自衛隊第22普通科連隊

災害派遣に関する協定書

宮城県知事（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第2施設団長及び第22普通科連隊長（以下総称して「乙」という。）とは自衛隊法（昭和29年6月9日法律第165号）第83条の規定による災害派遣に関し、その要請の適正と円滑な運用を図るため、この協定を締結するものとする。

（自衛隊の任務の周知徹底）

第1条 甲は、自衛隊の実施する災害派遣の目的、要請手続き等を平素から市町村及び関係機関等に周知徹底を図り、災害派遣要請の適正を期するものとする。

2 乙は、前項の周知徹底のために必要な協力をするものとする。

（平素からの連携）

第2条 甲及び乙は、平素から災害派遣に係わる連絡、調整及び訓練を緊密に行うものとする。

2 甲及び乙は、災害に関する資料の提供及び情報収集活動について、相互に積極的な援助を行うものとする。

（甲が行う訓練の支援）

第3条 乙は、甲が実施する防災訓練には、業務に支障のない限り部隊等を参加させ、これを支援するものとする。この場合、甲は、あらかじめ当該訓練の計画を乙に通知するとともに、必要とする参加部隊の人員、装備等を要請するものとする。

2 甲は、各市町村が計画する防災訓練等について、自衛隊の支援を必要とするものについて情報提供するものとする。

（災害発生が予想される場合の連絡調整）

第4条 甲は、災害が発生し、又は災害の発生が予想され、自衛隊の災害派遣を要請する可能性があるとは判断するときは、速やかに災害の状況及び今後の見通し等を乙に連絡するものとする。

2 乙は、前項の連絡に基づき、必要に応じ県庁に連絡調整要員を派遣する等の措置を講ずるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に連絡の上、同項の措置を講ずることができるものとする。

4 甲は、前2項の規定により自衛隊連絡調整要員が派遣された場合は、県庁内に連絡調整所開設に必要な場所、施設、電話機等を提供する等の所要の支援を行うものとする。

（偵察要員の派遣）

第5条 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、乙が現地に

偵察要員を派遣する場合は、甲は必要に応じ関係職員を同行させ、現地における連絡調整に当たらせるものとする。

(作業内容の分担)

第6条 自衛隊が出動し、救援及び復旧作業等に当たる場合において甲及び乙は、自衛隊と関係協力団体等との作業内容の分担を明確にし、活動の円滑化を図るものとする。

(連絡責任者の指定等)

第7条 甲及び乙は、災害の救援及び復旧作業等に関し、連絡責任者を指定し、相互の連絡調整に当たらせるものとする。

(合同連絡所の設置)

第8条 災害の規模、様相等によって必要がある場合は、双方協議の上、現地に合同連絡所を設置し、業務の円滑・効果的な実施を図るものとする。

(救援資材の集積及び使用等)

第9条 甲は、災害派遣のため使用する資材等については、あらかじめ準備するとともに、その品目、数量、集積場所等を乙に通知するものとする。

2 災害派遣において物品を無償貸与又は譲渡等を行う場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与又は譲渡等に関する総理府令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)によるほか、その都度双方協議の上、定めるものとする。

(派遣部隊の広報)

第10条 甲は、派遣部隊の活動に対し、住民等が積極的な協力を実施するよう派遣部隊の状況について報道機関等を通じ、広報を実施するものとする。

(経費の負担)

第11条 災害派遣部隊が救援及び復旧作業等を行うのに伴い、関係機関及び民間の施設を利用する場合の経費負担区分については、次のとおりとする。

(1) 甲が負担するもの

施設の借上料及び損料、電気料(施設費含む。)、水道料、電話料、入浴料、汲取料等

(2) 上記以外の経費の負担については、その都度甲乙で協議する。

(災害派遣の連絡調整窓口及び要請先等)

第12条 災害派遣の連絡調整窓口及び要請先は、別紙第1のとおりとし、その要請の様式は別紙第2及び第3のとおりとする。

附 則

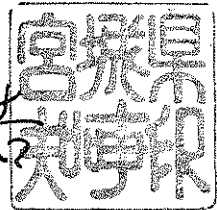
昭和48年11月10日に締結された「災害派遣に関する宮城県知事と宮城県警備隊区担当部隊長との協定書」は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年11月29日

甲 宮 城 県 知 事

村 井 嘉 浩



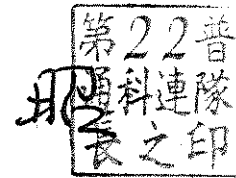
乙 陸上自衛隊
第2施設団長

秋 山



陸上自衛隊
第22普通科連隊長

國 友



別紙第1

災害派遣の連絡調整窓口及び要請先

1 災害派遣に関する連絡調整窓口

災害の種類・規模にかかわらず、災害派遣に係る連絡調整窓口を下記のとおりとする。

| 地 域 | 連絡調整窓口 |
|--|---------------------------|
| 1 宮城県全域に係る災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合 2 仙台市，名取市，岩沼市以北の地域（以下「宮城北隊区」という。）に係る災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合 | 第22普通科連隊長 (宮城北隊区担任部隊長) |
| 川崎町，村田町，柴田町，亶理町以南の地域（以下「宮城南隊区」という。）に係る災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合 | 第2施設団長 (宮城南隊区担任部隊長) |

2 災害派遣の要請先

| 災害の種類 | 地 域 | 要請先 |
|-------------|-------------------------|-----------|
| 一般災害 | 宮城北隊区 | 第22普通科連隊長 |
| | 宮城南隊区 | 第2施設団長 |
| | 宮城北隊区及び宮城南隊区の両地域にまたがる場合 | 第22普通科連隊長 |
| 震度6弱以上の地震災害 | 宮城県全域 | 第6師団長 |
| 原子力災害 | 宮城県全域 | 東北方面総監 |

第 号
平成 年 月 日

陸上自衛隊〇〇〇〇 殿

宮城県知事 印

自衛隊の災害派遣について（要請）

標記について、下記のとおり部隊の災害派遣を要請します。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域
- 4 希望する活動内容
- 5 その他参考事項
(前進経路に関する情報, 宿舎, 給食, 資材, 活動拠点, 駐車場, ヘリポート等)

(注) 緊急の場合、電話及びFAXをもって要請し、その後文書を郵送

第 号
平成 年 月 日

陸上自衛隊〇〇〇〇 殿

宮城県知事 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

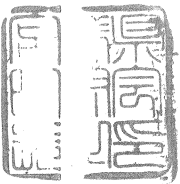
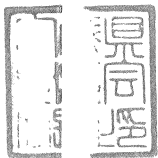
平成〇年〇月〇日付（第〇号）で要請した自衛隊の災害派遣について、下記のとおり部隊の撤収を要請します。

- 1 撤収要請事由
- 2 撤収を希望する時期
- 3 その他参考事項

（注） 緊急の場合、電話及びFAXをもって要請し、じ後文書を郵送



災害時における宮城県市町村
相互応援協定書



災害時における宮城県市町村相互応援協定書

宮城県、宮城県内各市の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県市長会長及び宮城県内各町村の長からこの協定の締結について委任を受けた宮城県町村会長は、災害時における宮城県市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、宮城県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村及び被災市町村が個別に締結している県内市町村との相互応援協定に基づく応援のみでは、十分な応急措置及び応急対策並びに復旧対策（以下「対策等」という。）を実施することが困難な場合において、全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に遂行するため、その相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定により市町村が行う応援の内容は次のとおりとし、県は、市町村が行う応援活動を支援するものとする。ただし、特定の業務について県内市町村及び一部事務組合が相互応援協定等を締結している場合は、原則としてその協定等により応援を受けるものとする。

(1) 物資・資機材の提供に関する応援

- イ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- ロ 被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材
- ハ 施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材

(2) 職員の派遣に関する応援

- イ 情報収集、連絡事務等に必要な職員
- ロ 対策等の実施に必要な職員
- ハ ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員

(3) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 この協定により応援を受けようとする市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明確にして、県に電話等により要請するとともに、別に定める応援要請書を速やかに送付するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- イ 物資・資機材の提供
必要な物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- ロ 職員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、交通情報等

- 2 県は、市町村から前項の要請を受けたときは、速やかに応援可能な市町村を調査するものとする。
- 3 前項の調査の対象となった市町村は、県に対し、速やかに応援要請の受諾の可否を回答するものとする。
- 4 県は、前項の回答を応援要請市町村へ報告するものとする。
- 5 応援要請市町村は、応援要請を受諾した市町村の中から、応援を受ける市町村を決定し、口頭又は電話等で伝達するとともに、別に定める応援依頼書を速やかに送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

- 第4条 被災地の周辺市町村（以下「周辺市町村」という。）は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町村の被災状況等の情報が入手できない場合は、その被災状況等について、自主的に情報収集活動を行い、県や被災市町村に対し情報を提供するよう努めるものとする。
- 2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合は、県と連絡調整の上、被災市町村に対し自主的な応援活動を実施することができるものとする。ただし、県と調整するいとまがないと認められる場合は、活動実施後、速やかに県に報告するものとする。
 - 3 県は、周辺市町村が自主的な応援活動を実施したときは、被災市町村に通知するものとする。
 - 4 第2項による応援については、前条に定める応援とみなす。

(経費の負担)

- 第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村が負担するものとする。
- 2 前項の規定によりがたいときは、応援を受けた市町村及び応援した市町村（以下「応援市町村」という。）が協議して決めるものとする。

(応援職員)

- 第6条 応援市町村の職員（以下「応援職員」という。）が応援活動に伴い負傷、疾病又は死亡した場合の公務災害補償等は、当該応援市町村が手続きを行うものとする。
- 2 応援職員が応援活動に伴い第三者に損害を与えた場合は、当該応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。ただし、その損害が応援職員の故意又は重大な過失により発生した場合は、応援市町村が賠償するものとする。
 - 3 前項の規定により応援を受けた市町村が賠償の責めを負う場合において、その負担額は応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

- 第7条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、県は原則として年1回、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、県又は市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援及び協力を行うものとする。

(個別協議による応援)

第10条 この協定は、各市町村間の個別協議に基づく応援を妨げないものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成16年8月1日から施行する。


(その他)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。


2 この協定に定めのない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

この協定の締結を証するため、宮城県、宮城県市長会会長藤井黎及び宮城県町村会会長鹿野文永が記名押印の上、各1通を保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成16年7月26日

宮城県知事 浅野史郎 

宮城県市長会会長 藤井黎 

宮城県町村会会長 鹿野文永 

大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2、第8条第2項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

(カバー（支援）県の設置)

第3条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条に規定するカバー（支援）県については、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目（以下「8道県協定実施細目」という。）で定めるものとする。

2 カバー（支援）県は、被災道県を直接的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

(ブロック間応援)

第4条 全国協定第9条に規定するブロック間応援のカバー（支援）ブロックについては、8道県協定実施細目で定めるものとする。

(幹事県の役割)

第5条 全国協定第4条第1項に規定する幹事県は、8道県協定実施細目で定めるものとする。

2 幹事県は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

(1) 複数道県が被災した場合における、全国協定第4条第3項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会に対する広域応援の要請

(2) 全国協定第9条に規定するブロック間応援に係る隣接ブロック幹事県等との連絡調整

(連絡調整員の派遣)

第6条 カバー（支援）県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

（応援の内容）

第7条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

（応援の要請）

第8条 被災道県は、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー（支援）県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。

2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
- (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
- (3) 職種及び人数
- (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (5) 応援期間（見込みを含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の自主出動）

第9条 カバー（支援）県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

2 カバー（支援）県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり他の道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第10条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(ブロック間応援におけるカバー(支援)県)

第11条 複数道県が被災し、全国協定第9条に規定するブロック間応援を要請する場合、被災道県を応援する都県については、幹事県が、隣接ブロックの幹事都県等と協議の上決定するものとする。

2 隣接ブロックに対してブロック間応援を行おうとする場合も、前項と同様に、幹事県の調整により、被災県(全国協定第1条に規定する被災県をいう。)を応援する道県を決定するものとする。

(資料の交換)

第12条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第13条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(準用)

第14条 この協定の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が適用される事態に準用する。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成19年11月8日に締結された協定は、これを廃止する。

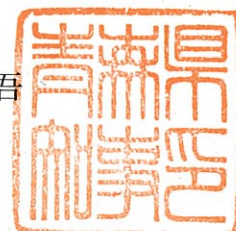
この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各道県記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月21日

北海道知事 高橋 はるみ



青森県知事 三村 申吾



岩手県知事 達増 拓也



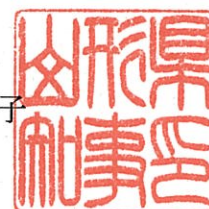
宮城県知事 村井 嘉浩



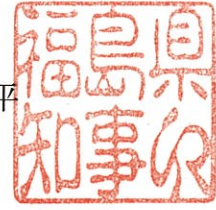
秋田県知事 佐竹 敬久



山形県知事 吉村 美栄子



福島県知事 佐藤 雄平



新潟県知事 泉田 裕彦





全国都道府県における災害時等の
広域応援に関する協定書

平成 30 年 11 月 9 日

全 国 知 事 会

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

| ブロック知事会名 | 構成都道府県名 |
|------------|---|
| 北海道東北地方知事会 | 北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県 |
| 関東地方知事会 | 東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県 |
| 中部圏知事会 | 富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県 |
| 近畿ブロック知事会 | 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県 |
| 中国地方知事会 | 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 |
| 四国知事会 | 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 |
| 九州地方知事会 | 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県 |

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

- 第4条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上が観測された地震又は大雨特別警報が発表された大雨、もしくはそれらに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置する。
- 2 連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。
 - 3 連絡本部は、収集した被災情報等について、各都道府県に連絡を行う。
 - 4 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定める。

（災害対策都道府県現地連絡本部の設置等）

- 第5条 前条の連絡本部が設置された場合にあって、被災県での情報収集等が必要と認められる場合には、全国知事会は、被災県に情報収集要員（リエゾン）を派遣する。
- 2 複数の県において被害が見込まれる大規模・広域災害時にあっては、全国知事会は、情報収集要員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県の協力を得る。
 - 3 情報収集要員からの情報等に基づき、被災県において広域応援の調整が必要と見込まれるときは、全国知事会は、被災県に災害対策都道府県現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置する。

- 4 現地連絡本部は、全国知事会の情報収集要員やブロック幹事県の職員等で構成し、被災情報等の収集に努めるとともに、国や関係団体との広域応援に係る調整を行う。

(緊急広域災害対策本部の設置)

第6条 複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時には、全国知事会は、全国知事会会長を本部長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部は、第4条第1項の連絡本部の事務を引き継ぎ、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進める。
- 3 本部長に事故のあった場合は、副本部長がその事務を代行する。
- 4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定める。

(広域応援の実施)

第7条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっては、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

(業務の代行)

第8条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第9条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（その他）

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

- 2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

- 2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

- 2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

- 2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長及び全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長並びに各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成30年11月9日

全国知事会会長

埼玉県知事

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長

三重県知事

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長

静岡県知事

北海道東北地方知事会会長

北海道知事

関東地方知事会会長

埼玉県知事

中部圏知事会会長

愛知県知事

近畿ブロック知事会会長

滋賀県知事

中国地方知事会会長

広島県知事

四国知事会常任世話人

愛媛県知事

九州地方知事会会長

大分県知事

上田清司
鈴木英敬
川勝平太
高橋けいみ
上田清司
丸村秀章
三日月大造
湯崎英彦
中村将広
広瀬務貞

被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱

目次

第1章 総則

第2章 被災市区町村応援職員確保システムの基本的な事項

第3章 発災時における被災市区町村応援職員確保システムに係る対応等

第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）

第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

第3節 独自申出による応援職員の派遣

第5章 総括支援チームの派遣

第6章 その他

別表

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである被災市区町村応援職員確保システム（以下「システム」という。）について基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり関係機関と総務省とが協力して実施する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害をいう。
- (2) 地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条に定めるブロックをいう。ただし、中国ブロック及び四国ブロックについては、合わせて一の地域ブロックとする。
- (3) 地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第4条第1項に定める幹事県等をいう。ただし、中国・四国ブロックについては、中国ブロック又は四国ブロックの幹事県等のうちいずれか一の幹事県等とする。
- (4) 地域ブロック内の地方公共団体とは、別表に定める地域ブロック内の都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村をいう。
- (5) 被災都道府県内の地方公共団体とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村（被災市区町村を除く。）をいう。
- (6) 関係省庁とは、内閣府及び消防庁をいう。
- (7) 関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。
- (8) 関係機関とは、関係省庁、関係団体及び地方公共団体をいう。
- (9) 関係都道府県とは、被災地域ブロック幹事都道府県及び被災都道府県をいう。
- (10) 対口支援方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。
- (11) 災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (12) 災害マネジメント支援員とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をい

う。

- (13) 総括支援チームとは、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

第2章 被災市区町村応援職員確保システムの基本的な事項

(基本的な事項)

第3条 システムの基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) システムは、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものであること。
- (2) システムは、地方公共団体間の災害時相互応援協定等を妨げるものではないこと。
- (3) システムに基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。
- (4) システムに基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。
 - (ア) 災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、システム以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、システム以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。
 - (イ) 被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。
- (5) 前号アのための応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とするものであること。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図るものであること。
 - (ア) 最初に被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第1段階支援」という。）とし、第1段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない場合には、第1段階支援を補完するため全国の地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第2段階支援」という。）。
 - (イ) 第1段階支援においては、対口支援方式により応援職員を派遣すること。
 - (ウ) 第1段階支援及び第2段階支援においては、都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村（原則として指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣すること（以下「一体的支援」という。）。
- (6) 第4号イのための応援職員は、総括支援チームを派遣するものであること。

(関係機関の連携)

第4条 関係機関及び総務省は、システムに基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡調整を行うものとする。

第3章 発災時における被災市区町村応援職員確保システムに係る対応等

(情報の収集及び共有)

- 第5条 総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体及び関係都道府県（以下「関係省庁等」という。）からの情報の収集及び関係省庁等との情報の共有を行うものとする。
- 2 総務省は、前項の規定により情報の収集及び共有を開始する場合には、関係省庁等に対しその旨を連絡するものとし、連絡を受けた関係省庁等は、総務省に対し応援職員の派遣に関して得られた情報を提供するものとする。
- 3 第1項及び前項の規定による情報の収集、共有及び提供は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。
- 4 被災地域ブロック幹事都道府県は、自らが被災した等の場合には、本要綱における被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック幹事代理都道府県」という。）に行わせることができるものとする。この場合において、被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会並びに被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に対しその旨を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた総務省は、関係団体に対しその旨を連絡するものとする。

(被災都道府県による応援職員のニーズ等の把握)

- 第6条 被災都道府県は、被災市区町村における次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を速やかに把握するものとする。
- (1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性
- (2) 前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
- (3) 総括支援チームの派遣の必要性
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報
- 2 被災都道府県は、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に対し、前項の規定により把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡するものとする。
- 3 前項の規定による情報の提供及び連絡は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとする。

(被災市区町村応援職員確保調整本部の設置)

- 第7条 総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うため、総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置するものとする。この場合において、第5条第1項の総務省の事務は、確保調整本部に引き継ぐものとする。

- 2 確保調整本部に事務局を置き、事務局の事務は総務省が行うものとする。
- 3 確保調整本部は、確保調整本部が設置された場合には、関係省庁及び関係都道府県並びに関係団体を通じて地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。
- 4 第1項の規定による情報の収集及び共有並びに総合的な調整は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。
- 5 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による総合的な調整を行う必要がなくなったと判断した場合には、確保調整本部を廃止するものとする。

(被災市区町村応援職員確保現地調整会議の設置)

第8条 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、次の各号に掲げる調整等を行うため、被災市区町村応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置するものとする。

- (1) 第1段階支援に関する調整
- (2) 前号の規定により調整した事項の確保調整本部への報告
- (3) 現地における情報収集
- (4) 現地において収集した情報の確保調整本部への報告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整

- 2 確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めるものとする。
- 3 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎に設置することを基本として現地調整会議の設置場所を決定するものとする。
- 4 総務省、関係団体及び関係都道府県は、前項の規定により設置場所を決定した場合には、現地調整会議に参加させるための要員（以下「現地調整会議参加要員」という。）を派遣するものとする。
- 5 関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県は、現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体（この要綱において、全国市長会にあっては市区（指定都市を除く。）と、指定都市市長会にあっては指定都市と、被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県とする。）に参加させることができるものとする。ただし、現地調整会議に参加する者のいずれかから参集の要請があった場合には、可能な限り現地調整会議参加要員を派遣するものとする。
- 6 総務省、関係団体及び関係都道府県の現地調整会議参加要員は、参集次第、現地調整会議に参加するものとし、さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体の連絡要員も参加することができるものとする。
- 7 関係都道府県は、現地調整会議が設置されない場合においても、必要に応じて確保調整本部と調整の上、第1段階支援に関する調整を行うものとする。
- 8 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による調整等を行う必要がなくなったと判断した場合には、現地調整会議を廃止するものとする。

第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）

（被災地域ブロック内の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第9条 被災都道府県は、当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、当該被災市区町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

2 前項の規定による協力の依頼は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

- (1) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

（対口支援団体の決定）

第10条 現地調整会議は、前条第1項の規定により被災都道府県から被災地域ブロック内の地方公共団体に対して協力の依頼があった場合には、被災市区町村ごとに被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、被災地域ブロック内における対口支援の案を作成するものとする。

2 現地調整会議は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、対口支援の案を作成するものとする。

- (1) 総括支援チームの派遣の状況
- (2) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況
- (3) 対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市と被災市区町村との距離及び移動時間
- (4) 対口支援団体の対象となる都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）又は指定都市の職員数
- (5) 対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市の過去の災害における応援職員の派遣の実績
- (6) 災害時相互応援協定等の締結状況
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

3 現地調整会議は、確保調整本部に対し、第1項の規定により作成した対口支援の案を速やかに報告するものとする。

4 現地調整会議は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市だけでは対口支援の案を作成することが困難である場合には、確保調整本部に対し、その旨を速やかに報告するものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定による報告を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、対口支援の調整を行うものとする。この場合において、都道府県との調整につ

いては全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

(1) 別表の応援優先順位欄の順位

(2) 第2項各号に掲げる事項

6 確保調整本部は、第3項に規定する現地調整会議からの報告及び前項に規定する確保調整本部での調整結果を踏まえ最終的に対口支援団体を決定するものとする。

7 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、対口支援団体に対し、当該決定事項、第2項第2号に規定する事項及び現地調整会議等において得られた情報を速やかに連絡するものとする。また、現地調整会議に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

8 被災都道府県は、対口支援団体が決定された場合には、被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

9 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し当該決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(対口支援団体等による応援職員の派遣)

第11条 対口支援団体は、前条第7項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握するものとする。

2 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村における前条第2項第2号に規定する事項、前項の規定により把握したニーズ等を踏まえ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、次の各号に掲げる調整等を行うものとする。

(1) 被災市区町村における応援職員の派遣要請人数(業務又は職種、期間等を含む。)の割り振りの調整

(2) 交通手段、宿泊場所、必要な装備に関することその他応援職員の派遣に当たり必要な情報の可能な限りの提供

(3) 前2号に掲げるもののほか、一体的支援を行うに当たり必要な調整等

3 対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

4 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村について、次の各号に掲げる支援を継続的に行うものとする。

(1) 応援職員のニーズ等の把握

(2) 前号の規定により把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣

(3) 被災市区町村の職員、応援職員(自らが派遣する応援職員のほか、システム以外の仕組み等により派遣された応援職員を含む。)等で構成する連絡会議の開催等を通じた関係者間での情報の共有

(4) 応援職員に関する受援体制の確保に関する助言

(5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な支援

5 対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し事前にその旨を連絡するものとする。

(第1段階支援に関するその他の事項)

第12条 対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

（全国の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第13条 対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し第2段階支援の必要性について連絡するものとする。

2 前項の規定による第2段階支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

3 被災都道府県は、第1項の規定による第2段階支援の必要性の連絡に対し、第1段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡するものとする。

4 前項の規定による第2段階支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（確保調整本部における応援職員派遣団体の決定）

第14条 確保調整本部は、前条第3項の規定により第2段階支援の必要性の連絡を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、応援職員を派遣する都道府県又は指定都市を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については全国知事会が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（1）別表の応援優先順位欄の順位

（2）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市の職員数

（3）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数

（4）前3号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、対口支援団体に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。さらに、連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（全国の地方公共団体による応援職員の派遣）

第15条 前条第1項の規定により応援職員の派遣の決定を受けた都道府県及び指定都市は、応援

職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。
この場合において、当該都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

- 2 前条第1項の規定により応援職員の派遣の決定を受けた都道府県及び当該都道府県と一体的支援を行う市区町村並びに指定都市は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。
- 3 前条第1項の規定により応援職員の派遣の決定を受けた都道府県及び指定都市は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し事前にその旨を連絡するものとする。

(第2段階支援に関するその他の事項)

第16条 被災地域ブロック幹事都道府県は、第13条第1項及び第3項並びに第14条第2項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

第3節 独自申出による応援職員の派遣

(独自申出による応援職員の派遣の調整)

第17条 地方公共団体（被災都道府県内の地方公共団体を除く。）は、第1段階支援及び第2段階支援とは別に、独自に応援職員の派遣を行おうとする場合には、都道府県にあつては全国知事会に、指定都市にあつては指定都市市長会に、市区（指定都市を除く。）にあつては全国市長会に、町村にあつては全国町村会に対しその旨を申し出ること（以下「独自申出」という。）ができるものとする。

2 前項の規定による独自申出は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。

(1) 応援職員の派遣可能人数（業務又は職種、期間等を含む。）

(2) 前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

3 関係団体は、第1項の規定により独自申出を受けた場合には、それぞれ、当該独自申出の情報を管理するとともに、確保調整本部に対し当該情報を報告するものとする。

4 確保調整本部は、前項の規定により報告を受けた場合には、対口支援団体の決定前にあつては被災都道府県と、対口支援団体の決定後にあつては対口支援団体と協議の上、応援職員の派遣の調整を行うものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により調整を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し調整結果を連絡するとともに、対象となる地方公共団体に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

第5章 総括支援チームの派遣

(災害マネジメント総括支援員等の登録)

第18条 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント総括支援員として名簿に登録し、当該名簿（以下「総括支援員登録名簿」という。）の管理を行うものとする。

- 2 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント支援員として名簿に登録し、当該名簿の管理を行うものとする。
- 3 災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録の手続等については、別に定めるところによるものとする。

(総括支援チームの派遣の要請等)

第19条 被災市区町村は、対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、当該被災市区町村を包括する被災都道府県を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前であっては総務省。）に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。

- 2 被災市区町村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。
- 3 第1項又は前項の規定による要請は、その旨を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。
- 4 対口支援団体は、第2項の規定による要請に対し適当な総括支援チームを派遣することが困難である場合には、確保調整本部に対しその旨を連絡するものとする。
- 5 確保調整本部は、第1項の規定により要請を受けた場合又は前項の規定により連絡を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 6 確保調整本部は、第1項に規定するもののほか、被災都道府県から協力の依頼を受けた場合又は得られた情報を基に必要と判断した場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 7 確保調整本部は、第5項又は前項の規定に基づき、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（被災地域ブロック内の地方公共団体に限る。）と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うものとする。
- 8 確保調整本部は、第5項又は第6項の規定により総括支援チームの派遣について協力を依頼した場合には、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前であっては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後であっては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。また、関係団体を通じて、地方公共団体に対しその旨を連絡するものとする。

(総括支援チームの派遣)

第20条 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

2 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームを派遣した場合には、確保調整本部に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

3 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあつては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあつては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。

4 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し事前にその旨を連絡するものとする。

第6章 その他

(被災都道府県による支援)

第21条 被災都道府県は、被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、応援職員の派遣に関する支援(対口支援団体との連携を含む。)及び被災市区町村が行う災害マネジメントに関する支援(総括支援チームが派遣されている場合には、当該総括支援チームとの連携を含む。)を行うものとする。

2 被災都道府県は、対口支援団体の決定後に当該被災都道府県内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣の調整を行う場合には、対口支援団体と協議の上行うものとする。

(応援職員の派遣に関する留意事項)

第22条 地方公共団体は、応援職員の派遣に関し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 活動に必要な資機材、応援職員の食料、宿泊場所及び交通手段の確保等については、可能な限り自己完結型で対応すること。

(2) 派遣期間については、業務の習熟、引継ぎ等を考慮して調整を行うこと。

(応援職員の派遣に関する費用の負担)

第23条 システムに基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする。

(平常時における対応)

第24条 総務省は、平常時に、システムに基づく応援職員の派遣に関する連絡調整を行うため、関係省庁、関係団体、都道府県(地域ブロック幹事都道府県の別を含む。)及び指定都市の担当部署の連絡先を記載した名簿を作成し、関係省庁、関係団体、都道府県及び指定都市と共有するものとする。

2 関係省庁、関係団体、都道府県及び指定都市は、前項に規定する名簿の連絡先に変更が生じた場合には、総務省に対し変更後の連絡先を速やかに連絡するものとする。

3 地域ブロック幹事都道府県は、平常時に、対口支援団体の決定に際して考慮することを基本とする第10条第2項第4号から第6号までに規定する事項について、当該地域ブロック内の都道府県及び指定都市に係る情報の整理及び定期的な更新を行い、地域ブロック内の都道府県及び指定都市と共有するものとする。さらに、総務省に対しても当該情報を提供するものとする。提供を受けた総務省は、当該情報を関係団体と共有するものとする。

(訓練の実施)

第25条 総務省は、発災時におけるシステムの円滑な運用を確保するため、関係機関の協力を得て、訓練を実施するものとする。

(要綱の見直し)

第26条 総務省は、前条に規定する訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて関係機関の意見を聴きつつ、適宜、本要綱について必要な見直しを行うものとする。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、システムに関し必要な事項は、総務省が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

(別表)

| 地域ブロック | 北海道東北 ブロック(A) | 関東 ブロック(B) | 中部 ブロック(C) | 関西 ブロック(D) | 中国・四国 ブロック(E) | 九州 ブロック(F) |
|--------|---|--|---|--|---|--|
| 都道府県 | 北海道、青森県、 岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、 福島県、新潟県 | 茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県 | 富山県、石川県、 長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、 三重県 | 福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県 | 鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県 | 福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県 |
| 指定都市 | 札幌市、仙台市、 新潟市 | さいたま市、千葉市、 横浜市、川崎市、 相模原市 | 静岡市、浜松市、 名古屋市 | 京都市、大阪市、 堺市、神戸市 | 岡山市、広島市 | 北九州市、福岡市、 熊本市 |
| 応援優先順位 | ①B②C③D④E⑤F | ①A②C③D④E⑤F | ①D②B③A④E⑤F | ①C②E③F④B⑤A | ①F②D③C④B⑤A | ①E②D③C④B⑤A |

受援対象業務個別シート

| No. | (頁) |
|--------------------------------|-----|
| No. 1 被災者の健康対策, 生活衛生・感染症対策業務 | 4 3 |
| No. 2 被災者のこころのケア | 4 4 |
| - 1 精神医療保健 | 4 4 |
| - 2 児童生徒 | 4 6 |
| No. 3 要配慮者対策業務 | 4 7 |
| - 1 避難行動要支援者 | 4 7 |
| - 2 要保護児童 | 4 8 |
| - 3 措置児童 | 4 9 |
| No. 4 被災建築物応急危険度判定業務 | 5 0 |
| No. 5 被災宅地危険度判定業務 | 5 2 |
| No. 6 土砂災害危険箇所緊急点検業務 | 5 4 |
| No. 7 原子力災害応急対策業務 | 5 5 |
| No. 8 災害対策本部の支援業務 | 5 7 |
| No. 9 物資集積拠点等の運営支援 | 5 8 |
| No. 10 応急仮設住宅の整備等に係る業務 | 5 9 |
| - 1 供与業務 | 5 9 |
| - 2 建設技術支援 | 6 0 |
| No. 11 応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ等）に係る業務 | 6 1 |
| No. 12 水道の応急復旧業務 | 6 2 |
| No. 13 下水道の応急復旧業務 | 6 4 |
| No. 14 災害廃棄物の処理に係る業務 | 6 6 |
| No. 15 学校教育の支援業務 | 6 7 |
| No. 16 災害救助法に係る業務 | 6 8 |
| No. 17 広域火葬に係る業務 | 6 9 |
| No. 18 農地・農業用施設の応急対策業務 | 7 0 |
| No. 19 水産業施設の応急対策業務 | 7 1 |
| - 1 養殖施設 | 7 1 |
| - 2 漁港施設 | 7 2 |
| No. 20 社会基盤施設の被災状況調査に係る業務 | 7 3 |
| No. 21 社会基盤施設の応急対策業務 | 7 4 |
| - 1 道路 | 7 4 |
| - 2 河川・海岸 | 7 5 |
| - 3 砂防等 | 7 6 |
| - 4 港湾 | 7 7 |
| - 5 公園 | 7 8 |
| No. 22 その他市町村事務全般の支援業務 | 7 9 |

| | | | |
|---------------------|------------------|---|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 被災者の健康対策, 生活衛生・感染症対策業務 | |
| 関係部局 | | 保健福祉部 | |
| 主な関係課室 | | 保健福祉総務課 | |
| 業務の概要 | | <ul style="list-style-type: none"> 被災者の健康を保持するための保健活動及び, 避難所の飲料水やトイレの衛生管理, 食品衛生管理等, 被災地域の生活環境改善や感染症を予防するための生活衛生(環境・食品衛生)活動 保健所等の調整機能強化のための後方支援 | |
| 応援職員等の活動内容 | | <ul style="list-style-type: none"> 被災者等への直接的支援(避難所での健康・衛生管理, 在宅被災者の健康調査・健康相談等) 保健所等の調整機能強化のための支援(市町村, 関係機関等との連絡調整, 応援・派遣公衆衛生スタッフの活動調整, 情報収集・分析・資料作成等) | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 公衆衛生医師, 保健師, 看護師, 管理栄養士, 歯科衛生士, リハビリテーション専門職, 薬剤師, 動物愛護監視員, 食品衛生監視員, 環境衛生監視員等 | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン(P66 携帯品一覧) 参照 | |
| | 応援側持参物 | 同上 | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input checked="" type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| | | 宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン 宮城県災害時公衆衛生活動マニュアル | |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input checked="" type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/public-health.html | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 被災地管轄保健所, 被災市町村等 | |
| 受援に係る手順等 | | <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省へ派遣要請 厚生労働省において派遣調整 各市町村の要請(職種, 人数, 期間等)及び被害状況等を踏まえて, 派遣職員を配置。 | |

| | | | |
|---------------------|--------------|--|--|
| 受援対象業務名 | | 被災者のこころのケア（精神医療保健） | |
| 関係部局 | | 保健福祉部 | |
| 主な関係課室 | | 精神保健推進室 | |
| 業務の概要 | | 1 精神科医療救護活動：避難所・在宅等における被災者への精神的問題への対応等、被災地における精神科医療の補完 2 精神保健福祉活動：避難所・在宅被災者の巡回によるニーズ把握や精神保健福祉相談、予防啓発などの支援 3 支援者支援：被災地の支援者（行政職員、医療関係者等）への支援 | |
| 応援職員等の活動内容 | | 1 精神科医療救護活動：急性の精神症状憎悪への対応、避難所での対応、被災した精神科医療機関に対する支援等 2 精神保健福祉活動：被災による精神的問題を抱える住民への相談対応等 3 支援者支援：コンサルテーション、スーパーバイズ、支援者のストレス対応等 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 精神科医、心理職、精神保健福祉士、保健師、看護師等 | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 特になし | |
| | 受援側持参物 | 車両、通信手段（衛星携帯電話、スマートフォン、タブレット、通信カード）、医療用品、パソコン、プリンター | |
| 個別協定の有無（チェック式） | | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 仙台市、宮城県立精神医療センター（先遣隊） |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無（チェック式） | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 「宮城県災害時こころのケア活動マニュアル」 「宮城県災害派遣精神医療チーム運営要領」 「宮城県災害派遣精神医療チーム調整本部設置要領」 |
| | 公表の可否（チェック式） | <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 非 | 「宮城県災害時こころのケア活動マニュアル」 (http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seihocnt/saigai-care.html) |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | | |
| 想定される活動拠点（執務室等） | | 被災市町村、被災した精神科医療機関等 | |

| | |
|-----------------|---|
| <p>受援に係る手順等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村は、管轄保健福祉事務所（保健所）へこころのケアチーム（DPAT）の派遣を要請する。 ・管轄保健福祉事務所（保健所）は、被災状況をふまえ、こころのケアチーム派遣調整拠点（DPAT調整本部）に派遣を要請する。 ・こころのケアチーム派遣調整拠点（DPAT調整本部）は精神保健福祉センター（災害時こころのケアチーム本部）や医療救護班派遣調整本部等と派遣チームについて調整する。 ・こころのケアチーム（DPAT）を被災市町村・精神科医療機関等に派遣する。 |
|-----------------|---|

（※備考）

- ・「宮城県災害時こころのケア活動マニュアル」については、災害派遣精神医療チームにも対応した内容とするため、今後改定予定。

| | | | |
|---------------------|------------------|---|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 被災者のこころのケア（児童生徒） | |
| 関係部局 | | 教育庁 | |
| 主な関係課室 | | 関係各課 | |
| 業務の概要 | | 児童生徒の安否確認，被災状況，心身の健康状況の把握 | |
| 応援職員等の活動内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問，避難所訪問 ・ 健康観察 ・ 保護者との連携 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 教職員，スクールカウンセラー | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 特になし | |
| | 応援側持参物 | 特になし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 被災市町村，学校，避難所 | |
| 受援に係る手順等 | | <p>○被災市町村，及び各学校長は児童・生徒に対するこころのケアのためのスクールカウンセラー等の派遣を，県教育委員会（総務課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・各教育事務所）へ要請する。</p> <p>○県教育庁（義務教育課）で調整し，必要人数を把握後，宮城県臨床心理士会や，必要に応じて被災市町村以外の県内市町村教育委員会へスクールカウンセラーの派遣要請を行う。</p> <p>○宮城県臨床心理士会等，県内のみでは人員確保が出来ないと想定される場合，総務課から人員調整チームへ派遣要請・調整を行う。</p> | |

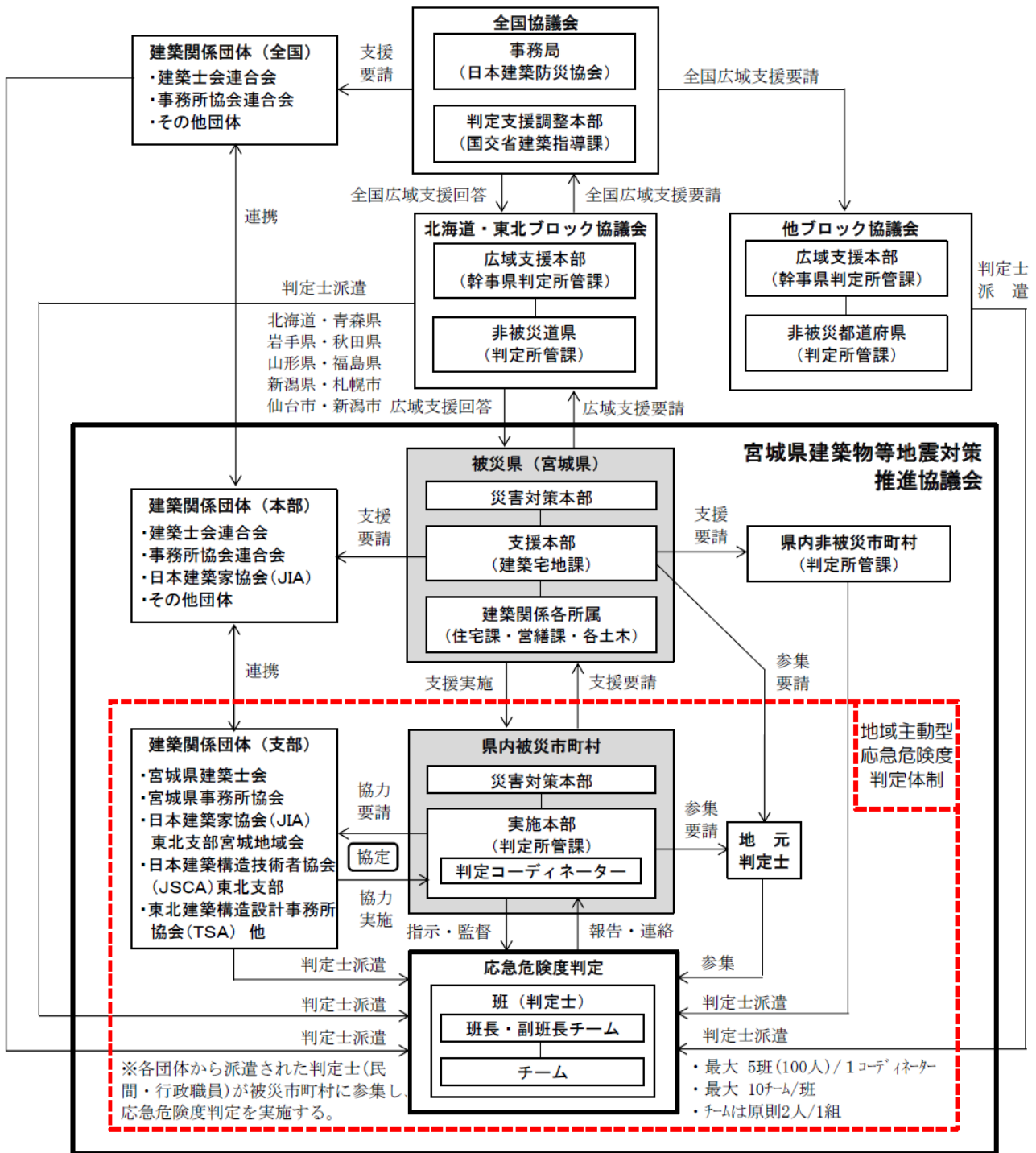
| | | | |
|-------------------------------|------------------|---|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 要配慮者対策業務（避難行動要支援者） | |
| 関係部局 | | 保健福祉部 | |
| 主な関係課室 | | 保健福祉総務課，社会福祉課，医療政策課，長寿社会政策課，健康推進課，疾病・感染症対策室，子ども・家庭支援課，障害福祉課 | |
| 業務の概要 | | 要配慮者（避難行動要支援者）についての，災害時における安否確認や避難所における配慮，福祉避難所における人的・物資支援等 | |
| 応援職員等の活動内容 | | 避難所における福祉避難所へのスクリーニング要員や，福祉避難所における要配慮者への支援等 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 保健師，介護福祉士，ケアマネージャー等 | |
| 必要な 資機材 | 受援側準備物 | 特になし | |
| | 応援側持参物 | 特になし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施の ための 個別計画 マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策 マニュアル該当ページ | | 151-156 | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 各市町村避難所及び福祉避難所 | |
| 受援に係る手順等 | | <ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村が、避難所や福祉避難所を運営するための人員が不足する場合、災害対策本部（福祉的な支援を行う「宮城県災害派遣福祉チーム」の派遣に関しては、社会福祉課）に対して応援を要請 ・必要な職種等を把握し、関係機関と調整（なお、「宮城県災害派遣福祉チーム」の派遣については、宮城県（社会福祉課）・宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会が中心となって調整） ・各市町村からの要請等を踏まえて、人員を配置・派遣 | |

| | | | |
|---------------------|---------------------|--|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 要配慮者対策業務（要保護児童） | |
| 関係部局 | | 保健福祉部 | |
| 主な関係課室 | | 子ども・家庭支援課 | |
| 業務の概要 | | 被災市町村において避難所が開設された場合に、災害孤児等の要保護児童に関する情報収集を行うとともに、子どもの心のケアに係る初動対応を実施する。 | |
| 応援職員等の活動内容 | | ○避難所、保育所・幼稚園における保護者、保育士等への助言・指導 ○児童相談所における被災児童に関する電話相談 ○児童相談所における被災児童等に関する来所相談 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | ・児童福祉司　・児童心理司　・保育士 | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 特になし | |
| | 応援側持参物 | 特になし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 非 |
| | 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 被災市町村の避難所、保育所・幼稚園（巡回による相談援助） 児童相談所（電話・来所による相談援助） | |
| 受援に係る手順等 | | <p>○各児童相談所、子ども総合センター、さわらび学園、女性相談センターは、職員の配備状況、管理施設の被災状況、要保護児童、利用者等の被災状況と安否確認を行い、子ども・家庭支援課に報告する。</p> <p>○各機関が収集した被災状況に関する情報を基に、子ども・家庭支援課が被災児童対策会議等の設置必要性、被災児童等の心のケアを推進するため「宮城県子どもの心のケアチーム」の設置を判断する。</p> <p>○各児童相談所は、要保護児童の安否確認に加え、災害により新たに発生した孤児等の児童の状況を把握するため、被災市町村において避難所等が開設された場合は、原則直接訪問し情報収集を行うが、避難所数が多数に及ぶなど現有人員での対応が難しい等の状況が発生した場合には子ども・家庭支援課に報告する。</p> <p>○子ども・家庭支援課は、県内児童相談所間での人員調整が困難である等の状況が発生した場合には、災害対策本部等との調整を図りながら、厚生労働省や全国知事会等の協力を得て、他都道府県等からの児童福祉司、児童心理司及び保育士等の専門職の派遣受入調整を実施する。受入先・受入機関等は各児童相談所と協議し決定する。</p> | |

| | | | |
|-------------------|---------------------|--|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 要配慮者対策業務（措置児童） | |
| 関係部局 | | 保健福祉部 | |
| 主な関係課室 | | 子ども・家庭支援課 | |
| 業務の概要 | | 一時保護を含む措置児童への対応を行う。 | |
| 応援職員等の活動内容 | | ○児童の措置等を行う施設で児童への対応に当たる。 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 特になし | |
| | 応援側持参物 | 特になし | |
| 個別協定の有無（チェック式） | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無（チェック式） | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否（チェック式） | <input type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 非 |
| | 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | |
| 想定される活動拠点（執務室等） | | 児童養護施設，児童自立支援施設，児童心理治療施設 | |
| 受援に係る手順等 | | <p>○各児童相談所は，措置中の児童の安否と被災状況を確認し，措置継続の可否，措置替え・一時帰宅等の必要性を判断する。</p> <p>○被災施設等は，必要に応じ，子ども・家庭支援課に応援要請する。</p> <p>○子ども・家庭支援課は，応援要請への対応可否の判断を行い，必要と判断した場合は関係機関（県外施設，県社会福祉協議会等）への照会，応援要請等を実施する。</p> <p>○子ども・家庭支援課は，応援可能数をとりまとめ，被災施設等と調整する。</p> | |

| | | | |
|---------------------|------------------|---|---|
| 受援対象業務名 | | 被災建築物応急危険度判定業務 | |
| 関係部局 | | 土木部 | |
| 主な関係課室 | | 建築宅地課 | |
| 業務の概要 | | 地震で被災した建築物について、人命に関わる二次災害の防止を目的として、余震による倒壊や落下危険物等の危険度を判定し、その結果を判定ステッカーにより表示する。被災市町村が実施主体となり、都道府県に登録された応急危険度判定士が現地調査を行う。県は支援本部となって、各市町村実施本部が行う危険度判定を支援する。 | |
| 応援職員等の活動内容 | | 被災建築物応急危険度判定における支援（受援）は、全国被災建築物応急危険度判定協議会の「全国広域支援」の枠組みで実施する。 県は支援本部として、市町村からの要請を受けて各種支援を行い、必要により県外への支援要請を行う。他県からの応援職員は、被災市町村において主に応急危険度判定士として判定活動を行うが、判定コーディネーターとして実施本部業務を行う場合もある。 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 建築技術職（応急危険度判定士または判定コーディネーター） | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 応急危険度判定資機材（必要に応じて） | |
| | 応援側持参物 | 応急危険度判定資機材（必要に応じて） | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・全国被災建築物応急危険度判定協議会 ・北海道・東北被災建築物応急危険度判定協議会 | |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定必携（全国被災建築物応急危険度判定協議会） |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 非 | http://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/%e8%a2%ab%e7%81%bd%e5%bb%ba%e7%af%89%e7%89%a9%e5%bf%9c%e6%80%a5%e5%8d%b1%e9%99%ba%e5%ba%a6%e5%88%a4%e5%ae%9a%e5%bf%85%e6%90%ba/ |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | 142（被災建築物応急危険度判定） | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 宮城県内各市町村 | |
| 受援に係る手順等 | | 別紙「宮城県被災建築物応急危険度判定実施体制図」参照 | |

宮城県被災建築物応急危険度判定実施体制図

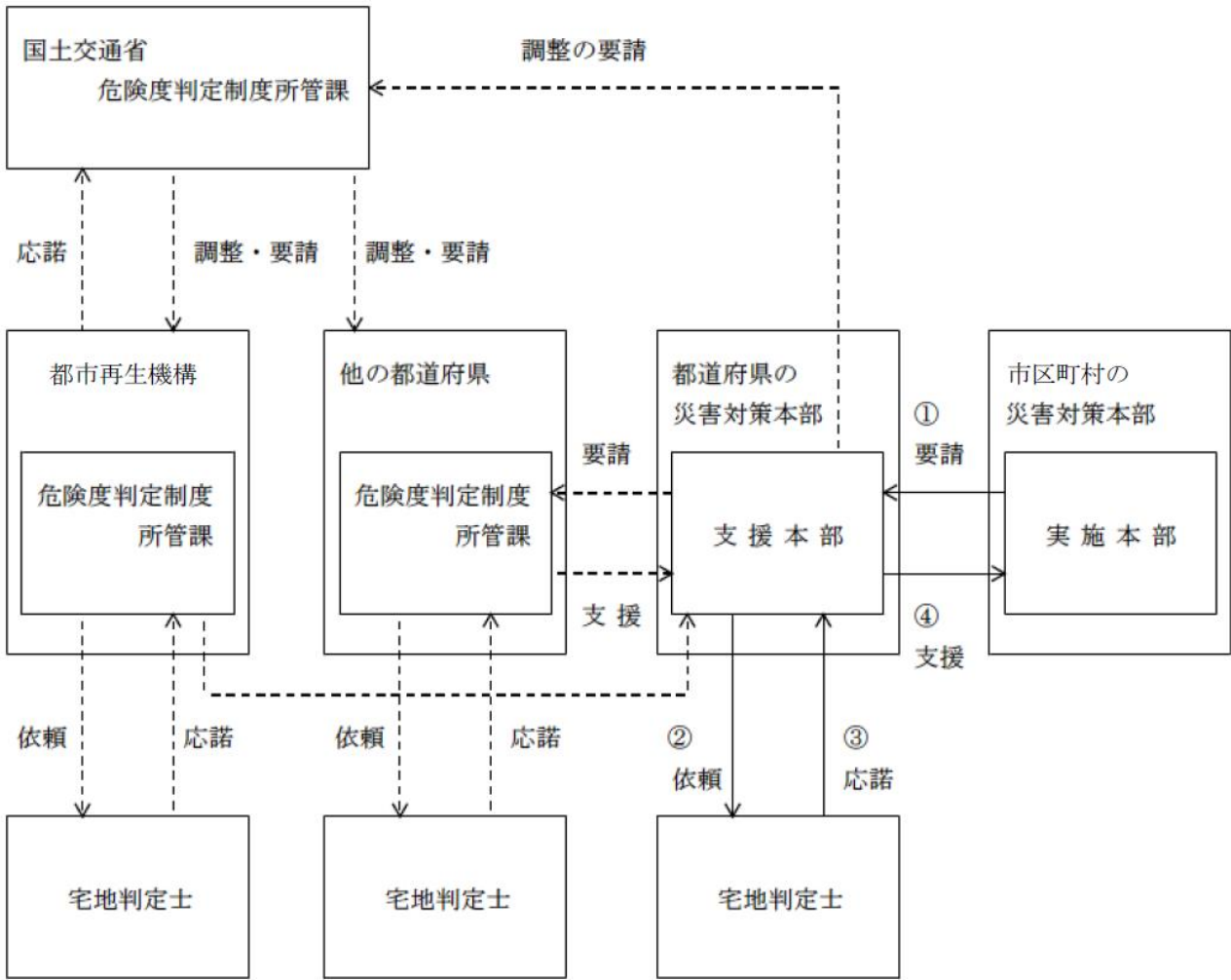


- 宮城県建築物等地震対策推進協議会は、県・県内市町村・民間建築団体・学識経験者等で構成されます。
- 判定実施体制は、被災状況等により異なる場合があります。

※地域主動型応急危険度判定体制について

- ①平成23年の東日本大震災では、地震発生直後の停電や通信施設の被災等により通信網が遮断され、被災した市町村と県の連絡が取れなくなり、判定実施体制が機能しませんでした。
- ②一方で、震災前に建築関係団体と応急危険度判定に関する協力協定を締結する等、地域主動で判定を実施可能な体制を整備していた一部の市町村では、県の支援を受けられない状況においても、速やかに判定を開始することができました。
- ③このことから、市町村が県の支援を受けられない状況になった場合でも、地域の民間建築団体の協力により地域主動で速やかに判定を開始できる「地域主動型応急危険度判定体制」の整備を図ることとしました。
- ④地震災害が発生した場合、各市町村は地域主動型体制で速やかに判定を開始します。
- ⑤地域外からの支援(応援判定士の派遣等)が必要な場合は、通信網の復旧後に市町村から県に支援を要請し、県が支援を行います。

| | | | |
|---------------------|--------------|---|---|
| 受援対象業務名 | | 被災宅地危険度判定業務 | |
| 関係部局 | | 土木部 | |
| 主な関係課室 | | 建築宅地課 | |
| 業務の概要 | | 地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害の軽減や防止を目的として、宅地や擁壁等の危険度を判定し、その結果を判定ステッカーにより表示する。被災市町村が実施主体となり、都道府県に登録された被災宅地危険度判定士が現地調査を行う。県は各市町村の支援本部となって、各市町村実施本部が行う危険度判定を支援する。 | |
| 応援職員等の活動内容 | | 被災宅地危険度判定における支援（受援）は、被災宅地危険度判定連絡協議会の枠組みで実施する。 県は支援本部として、市町村からの要請を受けて各種支援を行い、必要により県外への支援要請を行う。他県からの応援職員は、被災市町村において主に被災宅地危険度判定士として判定活動を行うが、判定調整員として実施本部又は判定拠点にて業務を行う場合もある。 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 建築技術職，土木技術職（被災宅地危険度判定士） | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 被災宅地危険度判定資機材（必要に応じて） | |
| | 応援側持参物 | 被災宅地危険度判定資機材（必要に応じて） | |
| 個別協定の有無（チェック式） | | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | ・被災宅地危険度判定連絡協議会 （被災宅地危険度判定連絡協議会北海道・東北ブロック） |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無（チェック式） | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | ・被災宅地危険度判定業務実施マニュアル （被災宅地危険度判定連絡協議会） |
| | 公表の可否（チェック式） | <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 非 | http://www.hisaitakuti.jp/download.html |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | 143（被災宅地危険度判定） | |
| 想定される活動拠点（執務室等） | | 宮城県内各市町村 | |
| 受援に係る手順等 | | 別紙「被災宅地危険度判定実施体制図」参照 | |



| | | | |
|---------------------|------------------|---|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 土砂災害危険箇所緊急点検業務 | |
| 関係部局 | | 土木部 | |
| 主な関係課室 | | 防災砂防課 | |
| 業務の概要 | | 大規模な地震（原則として震度5強以上）を観測した範囲において、地震発生後2ヶ月以内に、二次的土砂災害の危険がある箇所の把握を目的として、土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等について緊急点検を実施する。 | |
| 応援職員等の活動内容 | | 現地において緊急点検の方針決定（必要点検班数・期間の検討、点検班の体制検討等）、方針に基づいた点検の実施、結果のとりまとめ、防災砂防課との連絡調整（進捗管理や資料提供など）等を行うものとする。 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 土木職員（砂防経験者、点検経験者） | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 土砂災害危険箇所の土砂災害危険箇所位置図、土砂災害危険箇所カルテ、土砂災害危険箇所一覧表等、住宅地図、縮尺地形図、土木事務所管内図、道路地図、デジタルカメラ、ラジオ、画板、ポール、メジャー、手袋、ノートパソコン、プリンタ等 | |
| | 応援側持参物 | 作業服、長靴、ヘルメット、防寒着等 | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input checked="" type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input checked="" type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 地方事務所の会議室、被災現場等 | |
| 受援に係る手順等 | | <p>○土木部災害対策本部は、土砂災害危険箇所緊急点検業務に関する人員が不足する場合、人員調整チームに対して人員を要請する。</p> <p>○県災害対策本部（人員調整チーム）は、要請内容を精査の上、「8道県応援協定」等に基づき、カウンターパート県等に対して応援の意向を調査する。</p> | |

| | | | |
|---------------------|------------------|--|--|
| 受援対象業務名 | | 原子力災害応急対策業務 | |
| 関係部局 | | 環境生活部, 総務部 | |
| 主な関係課室 | | 原子力安全対策課, 危機対策課 | |
| 業務の概要 | | <p>原子力災害応急対策における主要業務（地域防災計画〔原子力災害対策編〕参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事故状況等の把握及び通報連絡に関すること ○災害対策本部の運営に関すること ○原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関すること ○災害派遣の要請に関すること ○住民等に対する広報及び指示伝達に関すること ○緊急時モニタリングに関すること ○住民等の退避, 避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること ○緊急輸送及び必要物資の調達に関すること ○原子力災害医療措置に関すること（避難退域時検査の実施, 安定ヨウ素剤の緊急配布） <p>（原子力災害発災に伴い設置される災害対策本部の運営については, No. 8「災害対策本部の支援業務」参照）</p> | |
| 応援職員等の活動内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時モニタリングの実施 ○原子力災害医療措置 <p>（避難退域時検査の実施, 安定ヨウ素剤の緊急配布の実施）</p> | |
| 求める職種・必要な資格等 | | <ul style="list-style-type: none"> ○応援職員は原子力防災関連の経験や知見を有した職員が望ましい。 ○業務内容によっては, 薬剤師, 医師, 診療放射線技師といった専門職や放射線取扱主任者等の有資格者であることが望ましい。 | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 準備可能な範囲内での緊急時モニタリング資機材, 原子力防災活動資機材, 原子力災害医療関連資機材 | |
| | 応援側持参物 | 緊急時モニタリング資機材, 原子力防災活動資機材, 原子力災害医療関連資機材 | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 原子力災害時の相互応援に関する協定（原子力発電関係団体協議会） |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 原子力防災緊急時被ばく医療活動マニュアル 宮城県緊急時モニタリング計画 宮城県緊急時モニタリング実施要領 原子力施設事故対応マニュアル |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 非 | |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | なし | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時モニタリングセンター, 環境放射線監視センター, 屋外 ○避難退域時検査場所 | |

受援に係る手順等

- 原子力安全対策課は、以下の事項を明確にして、応援主管道県に対し文書により応援要請を行う。ただし、文書により要請を行ういとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後に文書を速やかに提出する。
- ・災害の発生日時又は発生のおそれがある場合は予測される日時
 - ・災害の発生又は発生するおそれのある場所
 - ・災害の態様及び規模等又は見込まれる災害の態様及び規模等
 - ・所要人数並びに原子力防災資機材の種別及び数量
 - ・応援隊の集結場所又は原子力防災活動資機材の受領場所
 - ・応援の期間
 - ・要請担当者及び連絡先
- 応援要請を受けた応援主管道県は、要請事項を他の協定締結自治体に連絡するとともに、応援自治体及びそれぞれの応援内容を調整した上で、当県に連絡する。また、応援主管道県は、当県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行い、応援自治体に連絡する。

| | | | |
|-------------------------------|------------------|---|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 災害対策本部の支援業務 | |
| 関係部局 | | 災害対策本部事務局 | |
| 主な関係課室 | | 事務局内各グループ | |
| 業務の概要 | | <p>災害対策本部事務局の所掌事務（宮城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の運営に関すること ○気象予警報の受理伝達に関すること ○被害状況、災害応急対策実施状況等の情報の収集整理に関すること ○災害派遣の要請に関すること ○市町村、防災関係機関等への連絡に関すること ○その他災害対策の実施に必要な事項に関すること | |
| 応援職員等の活動内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ○情報連絡員 県外の自治体等から災害対策本部事務局に派遣された情報連絡員は、事務局職員との調整及び現地視察等により災害対策本部の運営支援に関する情報収集を行う。 ○個別応援の実施 本県から応援自治体に要請があったとき、または情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、各応援自治体の応援本部と調整し、応援職員の派遣や物資提供をする。 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 特になし | |
| 必要な 資機材 | 受援側準備物 | 特になし | |
| | 応援側持参物 | 特になし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施の ための 個別計画 マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input checked="" type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| | 宮城県災害対策本部事務局運営内規 | | |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input checked="" type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策 マニュアル該当ページ | | p 1 | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 災害対策本部事務局（本庁2階講堂等） | |
| 受援に係る手順等 | | <ul style="list-style-type: none"> ○県内で震度6弱以上の地震を観測した場合、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき、カバー（支援）県となる山形県防災危機管理課職員が情報連絡員として本部事務局に派遣される。 ○山形県その他、災害時応援協定及び自主的な応援により各自治体から情報連絡員が派遣されることも想定されるので、本部事務局等に支援自治体の活動スペースを確保する。 ○災害対策本部事務局人員調整チーム及び物資チームは、県外自治体等からの支援が必要な場合は、派遣されている各情報連絡員と連携し具体的な要請内容について調整する。 | |

| | | | |
|---------------------|------------------|--|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 物資集積拠点の運営支援 | |
| 関係部局 | | 災害対策本部事務局 | |
| 主な関係課室 | | 総合対策・通信機器グループ | |
| 業務の概要 | | <p>大規模災害が発生した場合、被災市町村に対して大量の救援物資が届けられる。しかし、全県をカバーする場合及び市町村の防災拠点が被災等で利用できない場合等に県が開設する広域防災拠点及び圏域防災拠点にて支援物資の受入れ・配送を行うことになる。</p> <p>広域防災拠点及び圏域防災拠点の開設後、救援物資の受入れ等が大量になる場合、物資の管理、配送トラックの現地誘導、物資の荷下ろし、荷積み及び仕分け等に要する人員が不足することが想定される。</p> | |
| 応援職員等の活動内容 | | <input type="checkbox"/> 支援物資の管理 <input type="checkbox"/> 支援物資の荷下ろし、積み込み、仕分け <input type="checkbox"/> 災害対策本部事務局物資チームとの連絡調整 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 一般職員 | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 特になし | |
| | 応援側持参物 | 特になし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input checked="" type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 広域防災拠点、圏域防災拠点 | |
| 受援に係る手順等 | | <p><input type="checkbox"/> 広域防災拠点及び圏域防災拠点の事務局総括職員は、部隊や物資の受入状況に応じて、部隊業務職員と物資業務職員の配分人数の調整を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務量の増加により拠点派遣職員に不足が生じた場合、広域防災拠点は災害対策本部事務局総合対策・通信機器グループ及び災害対策本部仙台地方支部総務班に、圏域防災拠点は所管する県災害対策本部地方支部・地域部総務班に派遣職員の調整を依頼する。</p> <p><input type="checkbox"/> 拠点派遣職員調整の依頼を受けた災害対策本部地方支部・地域部総務班は、各地方支部・地域部内で人員の調整ができない場合、災害対策本部事務局総合対策・通信機器グループに派遣職員の調整を依頼する。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害対策本部事務局総合対策・通信機器グループは、拠点派遣職員の調整を人員調整チームに依頼する。</p> | |

| | | | | |
|---------------------|------------------|--|---------------------------------------|--|
| 受援対象業務名 | | 応急仮設住宅の整備等に係る業務（供与業務） | | |
| 関係部局 | | 保健福祉部 | | |
| 主な関係課室 | | 震災援護室 | | |
| 業務の概要 | | <p>○建設型仮設住宅の供与業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅建設の要請 ・ 応急仮設住宅建設業務に係る契約事務 ・ 応急仮設住宅の供与管理業務 | | |
| 応援職員等の活動内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の供与業務に係る支援 | | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 特になし | | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 特になし | | |
| | 応援側持参物 | 特になし | | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input checked="" type="checkbox"/> 非 | |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | なし | | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 執務室 | | |
| 受援に係る手順等 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の供与業務等に関する人員が不足する場合、必要に応じて、県保健福祉部対策本部（保健福祉総務課が運営）に対し応援を要請する。 ・ 県保健福祉部対策本部は、応急仮設住宅の整備等に係る業務（供与業務）について人員が不足する場合、人員調整チームに対して人員を要請する。 | | |

| | | | |
|---------------------|--------------|---|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 応急仮設住宅の整備等に係る業務（建設技術支援） | |
| 関係部局 | | 土木部 | |
| 主な関係課室 | | 住宅課 | |
| 業務の概要 | | <p>災害救助法が適用される災害が発生した場合に住家が滅失等した被災者のうち、自らの資力では住宅が確保することができない者等に供与するため、応急仮設住宅を建設するもの。</p> <p>※土木部住宅課は保健福祉部震災援護室からの要請により、応急仮設住宅の建設に係る敷地の選定、設計、工事監理、検査等の技術的支援を行う。</p> | |
| 応援職員等の活動内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・建設候補地の現地調査 ・縄張り検査、中間（建て方）検査、完成検査 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 建築職員、電気職員、機械職員 | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 特になし | |
| | 応援側持参物 | 特になし | |
| 個別協定の有無（チェック式） | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無（チェック式） | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否（チェック式） | <input type="checkbox"/> 可 | <input checked="" type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | なし | |
| 想定される活動拠点（執務室等） | | 行政庁舎内の会議室等 | |
| 受援に係る手順等 | | <p>○住宅課は、応急仮設住宅の建設等に係る技術支援業務に関する人員が不足する場合、必要に応じて、県土木部災害対策本部に対して応援を要請する。</p> <p>○土木部災害対策本部は、住宅課から応援要請を受けた場合、人員調整チームに対して人員を要請する。</p> <p>○県災害対策本部（人員調整チーム）は、要請内容を精査の上、「8道県応援協定」等に基づき、カウンターパート県等に対して応援の意向を調査する。</p> | |

| | | | |
|---------------------|---------------------|---|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ等）に係る業務 | |
| 関係部局 | | 保健福祉部 | |
| 主な関係課室 | | 震災援護室 | |
| 業務の概要 | | <p>○民間賃貸借上げ住宅の供与業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸借上げ住宅の契約業務 ・民間賃貸借上げ住宅の供与管理業務 | |
| 応援職員等の活動内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸借上げ住宅の契約、供与管理業務に係る支援 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 特になし | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 特になし | |
| | 応援側持参物 | 特になし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input checked="" type="checkbox"/> 非 |
| | 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | なし | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 執務室 | |
| 受援に係る手順等 | | <ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸借上げ住宅の供与業務等に関する人員が不足する場合、必要に応じて、県保健福祉部対策本部（保健福祉総務課が運営）に対し応援を要請する。 ・県保健福祉部対策本部は、応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ等）に係る業務について人員が不足する場合、人員調整チームに対して人員を要請する。 | |

| | | | |
|---------------------|------------------|---|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 水道の応急復旧業務 | |
| 関係部局 | | 企業局 | |
| 主な関係課室 | | 水道経営課 | |
| 業務の概要 | | 施設の被害状況や漏水の有無などの確認・復旧作業について、被災状況によっては、職員では人員が不足することが想定される。 これらの業務について、支援する人的要因を確保する。 | |
| 応援職員等の活動内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・管路及び制御室の弁類点検、清掃 ・管路パトロール ・漏水復旧作業時の支援 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | <ul style="list-style-type: none"> ・技術系職員（土木、機械、電気） ・水道施設の維持管理に関する経験・知見をもった職員が望ましい （被災地側としての経験、応援職員としての経験は問わない） | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 水中ポンプ、発電機、その他必要なもの | |
| | 応援側持参物 | 車両（パトロール車）、水中ポンプ（小型で可） | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input checked="" type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| | | 日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」 東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定 | |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input checked="" type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| | 緊急時の措置の手引き | | |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input checked="" type="checkbox"/> 非 |
| | ※ イントラに掲載 | | |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | 104-107 | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | <p>大崎広域水道事務所 (〒981-4354 加美郡加美町字麓山 1-9)</p> <p>仙南・仙塩広域水道事務所 (〒989-0232 白石市福岡長袋字南部山 7-1)</p> <p>仙南・仙塩広域水道事務所 工業用水道管理事務所 (〒983-0835 仙台市宮城野区大槻 1-6)</p> | |

受援に係る手順等

【水道用水供給事業】

○企業局は、水道施設の被災により災害対応に関する人員、資機材等が不足する場合、日本水道協会宮城県支部（石巻地方広域水道企業団）（以下「県支部」という。）に対して応援を要請する。

※応援の要請を受けた県支部長は、必要に応じ、直ちに他の会員に対して応援の要請を行う。

※災害の規模が大きく、県支部内での応援が困難と認めたときは、日本水道協会東北地方支部（仙台市水道局）に対して、応援の要請を行う。

※災害の規模が特に大きく、厚生労働省及び日本水道協会本部等による現地救援本部（これに相当する組織を含む。）が設置されたときには、従前の情報連絡調整は当該組織に移行する。

○応援隊の決定後、企業局は、応援隊の受け入れが円滑に行うことができるよう、集合場所等を指定する。応援隊の受け入れに必要な宿泊施設や応援車両の駐車場等についても原則として企業局が確保するものとする。

※日本水道協会は、災害の規模が大きく、応援を行う会員間の連絡調整が必要であると認められた場合は、現地における応援体制の整備を目的とする現地救援本部を設置することができる。

【工業用水道事業】

○被災事業者は、他の協定事業者から応援を受けようとするときは、協定実施細則に定めるところにより、応援を要請する。

○応援の要請を受けた応援主管事業者（主たる応援事業者）は、現地に赴き速やかに応援事業者と協力して被災事業者に対する応援活動を実施する。ただし、現地に赴かずとも業務が遂行できる場合はこの限りではない。

○被災事業者は、応援主管事業者に対して、応援を要する緊急の復旧作業の範囲を指示し、応援事業者は、応援主管事業者から指示のあった範囲内で応援活動を実施する。

| | | | |
|---------------------|------------------|---|----------------------------|
| 受援対象業務名 | | 下水道の応急復旧業務 | |
| 関係部局 | | 土木部, 企業局 | |
| 主な関係課室 | | 都市計画課, 水道経営課 | |
| 業務の概要 | | 必要な人員, 応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い, 被災した自治体に応援を行う。 | |
| 応援職員等の活動内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の調査 ・応急対応及び応急復旧 ・災害査定 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | <ul style="list-style-type: none"> ・技術系職員（土木, 機械, 電気） ・下水道施設の維持管理に関する経験・知見をもった職員が望ましい（被災地側としての経験, 応援職員としての経験は問わない） | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 特になし | |
| | 受援側持参物 | 特になし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input checked="" type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| | | (公社) 日本下水道協会 「下水道事業における災害時支援に関するルール」 | |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input checked="" type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・土木部業務継続計画(BCP)下水道部門 ・中南部下水道事務所下水道業務継続計画 ・東部下水道事務所下水道業務継続計画 | |
| マニュアル | 公表の可否 (チェック式) | <input checked="" type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 非 |
| | | | |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | 44-45 (被災情報の収集・伝達 下水道), 120-121 (ごみ・し尿 下水道) | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 地方事務所の会議室等 <ul style="list-style-type: none"> ・中南部下水道事務所(〒985-0832 多賀城市大代六丁目 4-1) ・東部下水道事務所(〒986-0861 石巻市蛇田字新ノ切 5 番地の 2) | |
| 受援に係る手順等 | | ※北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議ブロックルール抜粋 ○下水道災害時支援連絡会議 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議（以下「ブロック連絡会議」）を設置し, 相互協力のもと, 平素から連携, 情報交換に努め, 災害時における円滑な支援活動に資する。 ・ブロック連絡会議には, 幹事を置き, 災害支援に提供可能な資機材リストの集計, 広域支援要請等に伴う他ブロックとの連絡調整及び被災道県に下水道対策本部が設置されるまでの間, 情報を収集し, 構成員へ連絡 | |

を行うなどの業務を行う。

○下水道対策本部の設置

・道県は、次の各号に掲げる事態が管内において生じた場合に下水道対策本部を設置する。

①震度6弱以上の地震が発生した場合

②震度5強以下の地震又はその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合

③その他災害が発生し、道県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

・道県は、下水道対策本部の設置が想定される場合、予め、ブロック連絡会議幹事及び北海道開発局又は東北地方整備局を經由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部、（公社）日本下水道協会に速やかに連絡する。

○下水道対策本部の業務

・被災状況、支援要請の取りまとめ及び関係方面へ情報提供

・支援活動体制の確立（前線基地の設置、支援隊の指揮）など

○応援活動

・下水道対策本部は、応援隊の受入れ場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。前線基地は、原則として、被災した自治体の終末処理場等に設置し、現地応援総指揮者を指名する。

・応援活動にあたっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害が発生しないように十分留意し、応援活動を実施する。

| | | | |
|---------------------|------------------|---|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 災害廃棄物の処理に係る業務 | |
| 関係部局 | | 環境生活部 | |
| 主な関係課室 | | 循環型社会推進課 | |
| 業務の概要 | | <p>災害廃棄物の処理主体は市町村であり，県としては，市町村の廃棄物部門の人員不足に対し人的要員等の支援を行うことになるが，市町村レベルでの処理が困難な大量の廃棄物が発生した場合や市町村の行政機能が著しく低下した場合，県が事務を受託し，処理を代行することになる。その場合は，当課での人員受入となる。</p> | |
| 応援職員等の活動内容 | | <p>○災害廃棄物の発生量，処理対象量の推計</p> <p>○災害廃棄物処理の基本方針，処理実行計画の策定</p> <p>○仮置場の設置・運営</p> <p>○広域処理の調整 など</p> | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 土木・建築技術職，国庫補助金業務経験者，災害対応経験者が望ましい。 | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 特になし | |
| | 応援側持参物 | 特になし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | 118-119 | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 被災市町村，循環型社会推進課内 | |
| 受援に係る手順等 | | <p>○市町村は，独自で災害廃棄物を処理できるかを総合的に判断し，自らによる処理が困難で応援が必要な場合，必要な職種・人数を検討し，循環型社会推進課に人的支援を要請する。</p> <p>○循環型社会推進課は，市町村からの支援ニーズを把握するとともに，市町村が災害廃棄物の処理体制を整備するための支援，広域的な協力体制の確保，周辺市町村・関係省庁との連絡調整を行う。</p> <p>○更に，他県からの協力の必要性が認められた場合，県外自治体等への応援要請を大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定，災害廃棄物対策東北ブロック協議会の広域連携計画に基づき実施する。</p> | |

| | | | |
|-------------------------------|------------------|--|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 学校教育の支援業務 | |
| 関係部局 | | 教育庁 | |
| 主な関係課室 | | 関係各課 | |
| 業務の概要 | | 学校の早期再開に向けた、学校施設・整備等の点検、通学路の安全点検と通学方法の確認、避難所運営支援、他教育環境の整備 | |
| 応援職員等の活動内容 | | ○避難所運営支援 ○教科書、学用品等の確保と支援物資の受け入れ | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 教職員 | |
| 必要な 資機材 | 受援側準備物 | 特になし | |
| | 応援側持参物 | 特になし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施の ための 個別計画 マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策 マニュアル該当ページ | | | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 被災市町村、学校、避難所 | |
| 受援に係る手順等 | | ○被災市町村は、早期学校再開のために必要な人員の派遣を、県教育委員会（教育庁総務課・教職員課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・スポーツ健康課・各教育事務所）へ要請する。 ○県教育庁総務課で、派遣調整を行う。 ○被災市町村教育委員会以外、及び、教育庁内等の職員のみでは人員確保が出来ないと想定される場合、人員調整チームと調整する。 | |

| | | | |
|-------------------------------|------------------|--|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 災害救助法に係る業務 | |
| 関係部局 | | 保健福祉部 | |
| 主な関係課室 | | 震災援護室 | |
| 業務の概要 | | <p>○災害救助法の救助に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用，市町村への事務委任 ・特別基準の設定に係る調整・協議 ・災害救助に要した費用の交付・精算 | |
| 応援職員等の活動内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助に要した費用の交付・精算に係る支援 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 特になし | |
| 必要な 資機材 | 受援側準備物 | 特になし | |
| | 応援側持参物 | 特になし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施の ための 個別計画 マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input checked="" type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策 マニュアル該当ページ | | 71 | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 執務室 | |
| 受援に係る手順等 | | <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の救助に関する事務に係る人員が不足する場合，必要に応じて，県保健福祉部対策本部（保健福祉総務課が運営）に対し応援を要請する。 ・県保健福祉部対策本部は，災害救助法に係る業務について人員が不足する場合，人員調整チームに対して人員を要請する。 | |

| | | | |
|---------------------|------------------|--|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 広域火葬に関する業務 | |
| 関係部局 | | 環境生活部 | |
| 主な関係課室 | | 食と暮らしの安全推進課 | |
| 業務の概要 | | 大規模災害により被災した市町村において、平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村内の遺体の火葬を行うことが困難となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うもの。 | |
| 応援職員等の活動内容 | | 被災市町村及び国、他自治体、関係団体等との連絡調整業務 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 特になし | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | ホワイトボード | |
| | 応援側持参物 | 特になし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input checked="" type="checkbox"/> 有 | <input type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input checked="" type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | 182 | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 食と暮らしの安全推進課執務室 | |
| 受援に係る手順等 | | <p>(1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の応援を要請する。</p> <p>(2) 食と暮らしの安全推進課は、被災市町村からの応援の要請又は自ら把握した被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定する。この場合、県は、市町村、火葬場設置者及び協定締結関係団体に、関係する市町村は住民及び葬祭業者等関係団体に対し、速やかにその旨を周知する。</p> <p>(3) 食と暮らしの安全推進課は、(2)において広域火葬の実施を決定したときは、受入可能性のある火葬場設置者及び近隣道県に対し広域火葬の応援を依頼するとともに、国にその旨を報告する。</p> <p>(4) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、協力が可能な内容について県に回答する。</p> <p>(5) 食と暮らしの安全推進課は、県内及び近隣道県の火葬場だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに、国に対し近隣道県以外の都府県への応援要請を依頼する。</p> | |

| | | | |
|---------------------|------------------|---|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 農地・農業用施設応急対策業務 | |
| 関係部局 | | 農政部 | |
| 主な関係課室 | | 農村振興課・農村整備課 | |
| 業務の概要 | | <p>耕地面積128,600ha, 農業水利施設約3,300施設と膨大な規模であり, 災害の規模, 場所によっては, 人員不足が想定される。</p> <p>人員の調整を行いながら, 被害状況の調査や応急対策, 災害査定に向けた測量・設計業務を行う。</p> | |
| 応援職員等の活動内容 | | <p>○農地・農業用施設等の被害調査</p> <p>○災害査定に向けた測量・設計業務</p> | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 農業土木 | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 調査に必要な資機材 | |
| | 応援側持参物 | 調査に必要な資機材 | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input checked="" type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | P83, P84 | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 農村振興課, 農村整備課, 各地方振興事務所(各地域事務所) 農業農村整備部執務室 | |
| 受援に係る手順等 | | <p>【人員調整について】</p> <p>○農地・農業用施設応急対策業務に関する人員不足が想定される場合, 事務所における不足人数を把握し, 派遣要望時期を合わせ, 農村振興課より農業政策室に報告する。</p> <p>○農業政策室は農政総務課に人員の調整を依頼する。</p> <p>○農業政策室は農政総務課と協議し, 農地・農業用施設応急対策業務について人員が不足する場合, 人員調整チームに対して人員を要請する。</p> <p>【応援職員に対する受入体制について】</p> <p>○各事務所との調整</p> <p>○被害調査</p> <p>○災害査定に向けた測量・設計業務</p> | |

| | | | |
|---------------------|------------------|---|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 水産業施設の応急対策業務（養殖施設） | |
| 関係部局 | | 水産林政部 | |
| 主な関係課室 | | 水産業基盤整備課 | |
| 業務の概要 | | 養殖施設の被害調査及び復旧支援等業務 | |
| 応援職員等の活動内容 | | 養殖施設の被害調査及び復旧支援等業務 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 養殖施設の被害調査及び復旧支援等の業務に携わる応援職員は、水産業に関する経験・知見を有する水産技術職員が望ましい（被災地側としての経験、応援職員としての経験は問わない）。 | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 特になし | |
| | 応援側持参物 | 特になし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | 65-66 ページ | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 水産業基盤整備課 各地方振興事務所水産漁港部 | |
| 受援に係る手順等 | | <p>【人員調整について】</p> <p>○水産業施設の応急対策業務（養殖施設）に関する人員が不足する場合、所属毎の不足人数について整理し、派遣要望時期と合わせ水産林政総務課に応援を要請する。</p> <p>○水産林政総務課は、水産業施設の応急対策業務（養殖施設）について人員が不足する場合、人員調整チームに対して人員を要請する。</p> | |

| | | | |
|---------------------|------------------|--|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 水産業施設の応急対応業務（漁港施設） | |
| 関係部局 | | 水産林政部 | |
| 主な関係課室 | | 漁港復興推進室 | |
| 業務の概要 | | 漁港災害復旧に関する関係機関調整や設計書作成等 | |
| 応援職員等の活動内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港災害復旧に係る現地調査及び設計図書作成，災害査定 ・ 設計協議（実地保留）による本省協議 ・ 工事実施（工事監督業務ほか） | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 漁港漁場関係事業の経験や知見を持った職員が望ましい | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 特になし | |
| | 応援側持参物 | 特になし | |
| 個別協定の有無 （チェック式） | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 （チェック式） | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 （チェック式） | <input type="checkbox"/> 可 | <input type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | | |
| 想定される活動拠点 （執務室等） | | 漁港復興推進室 沿岸地域の地方振興事務所水産漁港部 | |
| 受援に係る手順等 | | <p>【人員調整について】</p> <p>○水産業施設の応急対応業務（漁港施設）に関する人員が不足する場合，所属毎の不足人数について整理し，派遣要望時期と合わせ水産林政総務課に応援を要請する。</p> <p>○水産林政総務課は，水産業施設の応急対応業務（漁港施設）について人員が不足する場合，人員調整チームに対して要請する。</p> | |

| | | | | |
|---------------------|------------------|--|---------------------------------------|--|
| 受援対象業務名 | | 社会基盤施設（下水道を除く）の被災状況調査に係る業務 （河川，海岸，砂防設備，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設，道路，港湾，公園） | | |
| 関係部局 | | 土木部 | | |
| 主な関係課室 | | 河川課，防災砂防課，道路課，港湾課，下水道課，都市計画課 | | |
| 業務の概要 | | 公共土木施設（※）の被災状況を調査するもの。その結果を基に，国土交通省に対する被災報告（発災から10日以内（港湾においては1週間以内））及び被災報告（訂正報）（発災から1箇月以内）を行う。 ※河川，海岸，砂防設備，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設，道路，港湾，下水道，公園 | | |
| 応援職員等の活動内容 | | 公共土木施設（※）の被災状況調査 ※河川，海岸，砂防設備，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設，道路，港湾，下水道，公園 | | |
| 求める職種・必要な資格等 | | <ul style="list-style-type: none"> ・土木職員かつ当該施設ごとに対応した知見を持っている職員 ・国土交通省が実施する災害査定の実験がある職員 | | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | ポール，巻尺，スタッフ，野帳，災害手帳，カメラ，パソコン | | |
| | 応援側持参物 | 作業着，長靴，ヘルメット，防寒着 | | |
| 個別協定の有無 （チェック式） | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 （チェック式） | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| | 公表の可否 （チェック式） | <input type="checkbox"/> 可 | <input checked="" type="checkbox"/> 非 | |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | 50-51（被災情報の収集・伝達 道路），52-54（河川・海岸・ダム・水門・陸閘），55-56（港湾），60-61（砂防） | | |
| 想定される活動拠点 （執務室等） | | 地方事務所の会議室等 | | |
| 受援に係る手順等 | | <p>○土木部災害対策本部は，社会基盤施設（下水道を除く）の被災状況調査業務に関する人員が不足する場合，人員調整チームに対して人員を要請する。</p> <p>○県災害対策本部（人員調整チーム）は，要請内容を精査の上，「8道県応援協定」等に基づき，カウンターパート県等に対して応援の意向を調査する。</p> | | |

| | | | |
|---------------------|------------------|--|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 社会基盤施設の応急対策業務（道路） | |
| 関係部局 | | 土木部 | |
| 主な関係課室 | | 道路課 | |
| 業務の概要 | | <ul style="list-style-type: none"> ・道路における障害物の除去（啓開）及び道路施設の応急復旧工事を実施し交通を確保する。 ・被害が拡大することが想定される場合、応急措置や交通規制等を講じ二次災害を防止する。 | |
| 応援職員等の活動内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開業務及び応急復旧工事に係る発注・監督業務。 ・本庁又は事務所及び関係機関との連絡調整。 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 土木職員かつ道路建設又は管理業務の経験及び知見を持っている職員 | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 積算端末、発注・監督業務に関する関係資料（積算基準書、共通仕様書、マニュアル等） | |
| | 受援側持参物 | なし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input checked="" type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | 122-123（緊急輸送道路の確保）、126-127（緊急輸送道路確保のための障害物除去） | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 地方事務所の会議室等 | |
| 受援に係る手順等 | | <p>○土木部災害対策本部は、社会基盤施設の応急対策業務（道路）に関する人員が不足する場合、人員調整チームに対して人員を要請する。</p> <p>○県災害対策本部（人員調整チーム）は、要請内容を精査の上、「8道県応援協定」等に基づき、カウンターパート県等に対して応援の意向を調査する。</p> | |

| | | | |
|---------------------|------------------|---|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 社会基盤施設の応急対策業務（河川・海岸） | |
| 関係部局 | | 土木部 | |
| 主な関係課室 | | 河川課 | |
| 業務の概要 | | 河川管理施設・海岸保全施設の被害状況確認後、応急対策が必要な箇所に対して、応急復旧を行うもの。 | |
| 応援職員等の活動内容 | | 河川管理施設・海岸保全施設の応急復旧に関する請負建設会社等への指示監督業務、関係機関との調整業務（資機材の貸与・物資提供など）。 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 土木職員かつ河川・海岸の応急復旧の知見を持っている職員 | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 積算端末、発注・監督業務に関する関係資料（積算基準書、共通仕様書、マニュアル等） | |
| | 受援側持参物 | なし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input checked="" type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | 79-80（二次災害の防止 河川・防潮施設・ダム） | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 地方事務所の会議室等 | |
| 受援に係る手順等 | | <p>○土木部災害対策本部は、社会基盤施設の応急対策業務（河川・海岸）に関する人員が不足する場合、人員調整チームに対して人員を要請する。</p> <p>○県災害対策本部（人員調整チーム）は、要請内容を精査の上、「8道県応援協定」等に基づき、カウンターパート県等に対して応援の意向を調査する。</p> | |

| | | | |
|---------------------|------------------|---|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 社会基盤施設の応急対策業務（砂防等） | |
| 関係部局 | | 土木部 | |
| 主な関係課室 | | 防災砂防課 | |
| 業務の概要 | | 急傾斜地崩壊防止施設，砂防設備，地すべり防止施設の被害状況を確認後，応急対策が必要な箇所に対して，応急復旧を行うもの。 | |
| 応援職員等の活動内容 | | 砂防設備等の応急復旧に関する請負建設会社等への指示監督業務，関係機関との調整業務（資機材の貸与・物資提供など）。 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 土木職員かつ砂防の知見を持っている職員 | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 積算端末，発注・監督業務に関する関係資料（積算基準書，共通仕様書，マニュアル等） | |
| | 応援側持参物 | なし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input checked="" type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | 79（二次災害の防止 河川・防潮施設・ダム） | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 地方事務所の会議室等 | |
| 受援に係る手順等 | | <p>○土木部災害対策本部は，社会基盤施設の応急対策業務（砂防等）に関する人員が不足する場合，人員調整チームに対して人員を要請する。</p> <p>○県災害対策本部（人員調整チーム）は，要請内容を精査の上，「8道県応援協定」等に基づき，カウンターパート県等に対して応援の意向を調査する。</p> | |

| | | | |
|---------------------|------------------|--|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 社会基盤施設の応急対策業務（港湾） | |
| 関係部局 | | 土木部 | |
| 主な関係課室 | | 港湾課 | |
| 業務の概要 | | <ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設又は海岸施設の応急仮工事に係る積算・発注業務 ・本部と支部及び関係者間の連絡調整 ・港湾施設の利用規制 ・施設上の障害物除去及び臨港道路の啓開作業（小規模なものに限る） | |
| 応援職員等の活動内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設又は海岸施設の応急仮工事に係る積算・発注業務 ・本部と支部及び関係者間の連絡調整 ・港湾施設の利用規制 ・施設上の障害物除去及び臨港道路の啓開作業（小規模なものに限る） | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 土木職員かつ港湾・海岸施設の知見を持っている職員。 | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 積算端末，発注・監督業務に関する関係資料（積算基準書，共通仕様書，マニュアル等），港湾関係災害事務必携 | |
| | 応援側持参物 | なし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input checked="" type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | 81-82（二次災害の防止 港湾）， 124-125（緊急輸送道路の確保<港湾>） | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 地方事務所の会議室等 | |
| 受援に係る手順等 | | <p>○土木部災害対策本部は，社会基盤施設の応急対策業務（港湾）に関する人員が不足する場合，人員調整チームに対して人員を要請する。</p> <p>○県災害対策本部（人員調整チーム）は，要請内容を精査の上，「8道県応援協定」等に基づき，カウンターパート県等に対して応援の意向を調査する。</p> | |

| | | | |
|---------------------|------------------|--|---------------------------------------|
| 受援対象業務名 | | 社会基盤施設の応急対策業務（公園） | |
| 関係部局 | | 土木部 | |
| 主な関係課室 | | 都市計画課 | |
| 業務の概要 | | <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の応急工事に係る積算・発注業務 ・本部と支部及び関係者間の連絡調整 ・公園施設の利用規制 | |
| 応援職員等の活動内容 | | <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の応急工事に係る積算・発注業務 ・本部と支部及び関係者間の連絡調整 ・公園施設の利用規制 | |
| 求める職種・必要な資格等 | | 土木職員かつ公園施設の知見を持っている職員。 | |
| 必要な資機材 | 受援側準備物 | 積算端末、発注・監督業務に関する関係資料（積算基準書、共通仕様書、マニュアル等） | |
| | 応援側持参物 | なし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 業務実施のための個別計画マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 有 | <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 | <input checked="" type="checkbox"/> 非 |
| 大規模災害応急対策マニュアル該当ページ | | 177-178（交通確保 ヘリポート）、181（応援物資 保管基地） | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 地方事務所の会議室等 | |
| 受援に係る手順等 | | <p>○土木部災害対策本部は、社会基盤施設の応急対策業務（公園）に関する人員が不足する場合、人員調整チームに対して人員を要請する。</p> <p>○県災害対策本部（人員調整チーム）は、要請内容を精査の上、「8道県応援協定」等に基づき、カウンターパート県等に対して応援の意向を調査する。</p> | |

| | | | |
|-------------------------------|------------------|--|---------------------|
| 受援対象業務名 | | その他市町村事務全般の支援業務 | |
| 関係部局 | | 災害対策本部事務局 | |
| 主な関係課室 | | 人員調整チーム | |
| 業務の概要 | | <p>避難所運営，家屋被害調査，罹災証明書発行業務等の被災市町村が行う業務について，災害の規模によっては，市町村職員だけでは対応が困難となることが想定される。</p> <p>これら被災市町村業務全般について，県内市町村及び広域応援団体等から市町村業務を支援するための人的要員を確保する。</p> | |
| 応援職員等の活動内容 | | <p>○避難所の運営 ○家屋被害調査 ○罹災証明書発行，被災者再建支援等の窓口業務 他</p> | |
| 求める職種・必要な資格等 | | <p>・一般職員 ・住家の被害調査に携わる応援職員は，経験・知見をもった職員が望ましい（被災地側としての経験，応援職員としての経験は問わない）</p> | |
| 必要な 資機材 | 受援側準備物 | 特になし | |
| | 受援側持参物 | 特になし | |
| 個別協定の有無 (チェック式) | | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 災害時における宮城県市町村相互応援協定 |
| 業務実施の ための 個別計画 マニュアル | 作成の有無 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | |
| | 公表の可否 (チェック式) | <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 非 | |
| 大規模災害応急対策 マニュアル該当ページ | | <p>災害派遣要請（災害応援従事職員）に係る各ページ 9【県内市町村→被災市町村（県内）】 10【宮城県職員→被災市町村（県内）】 11【国・都道府県・市町村（県外）→被災市町村（県内）】</p> | |
| 想定される活動拠点 (執務室等) | | 被災市町村（現地調査，窓口対応等） | |
| 受援に係る手順等 | | <p>○人員調整チームは，市町村からの人員要請内容を精査の上，庁内各部局に対して応援を要請するとともに，「災害時における宮城県市町村相互応援協定」に基づき，県内の非被災市町村に応援の意向を調査する。</p> <p>○庁内及び県内市町村のみでは人員確保ができないと判断された場合，被災市区町村応援職員確保システムによる対口支援について，関係機関と調整する。</p> <p>※応援職員の受入れに関する総合的な調整等を行うため，総務省，全国知事会，全国市長会，全国町村会及び指定都市市長会で構成する「被災市区町村応援職員確保調整本部」が設置される。</p> <p>※確保調整本部により県庁内に「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」が設置された場合には，宮城県も参加の上，対口支援団体の決定などが行われる。</p> <p>○対口支援団体の決定後は，対口支援団体が支援先市町村の支援全般を行うが，県内市町村及び県も人的支援を行う場合，人員調整チームが対口支援団体との連絡調整を行う必要がある。</p> | |